

神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村（第2条第2号ウに係る事業においては、一部事務組合及び財産区を含む。以下同じ。）がそれぞれの地域の実情に応じて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象とする事業等)

第2条 交付の対象とする事業（以下「交付事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲等は別に定める。

(1) 障害者地域生活支援関連事業

- ア 障害児地域訓練事業
- イ 障害者地域生活推進事業
- ウ 地域就労援助センター事業
- エ 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業
- オ 障害者歯科診療体制推進事業
- カ 障害者地域生活サポート事業
- キ 障害者グループホーム等運営費補助事業
- ク 障害者地域活動支援センター事業

(2) 地域の魅力づくり事業

- ア 青少年行政推進事業
- イ 林道整備事業
- ウ 造林事業
- エ 松くい虫被害対策自主事業
- オ 鳥獣保護管理対策事業
- カ 農とみどりの整備事業
- キ 国県指定文化財保存修理等事業

(交付額の算出方法)

第3条 交付額は、各交付事業について、知事が別に定める基準により査定した額（以下「査定事業費」という。）から、国庫支出金等の特定財源を控除した額に、知事が別に定める交付率を乗じて得た額（以下「交付金充当可能額」という。）を合計した額の範囲内とする。

2 交付額を算出する過程及び算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付額の限度額)

第4条 各市町村における交付額の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次の各号により算

出された額とする。

(1) 第2条第1号に係る交付限度額は、同号に係る前年度交付額（同号に係る交付金充当可能額の合計が、同号に係る前年度交付額を下回る場合はその額。以下「決算ベース分」という。）とする。

(2) 第2条第1号に係る交付金充当可能額の合計が決算ベース分を上回る場合は、同号に係る交付金予算額から決算ベース分の合計を控除した額を、各市町村における決算ベース分を上回る額で按分した額を前号に加算するものとする。

(3) 第2条第2号に係る交付限度額は、同号に係る交付金予算額を、各市町村における同号における交付金充当可能額を合計した額で按分した額とする。

2 前項各号により算出された交付限度額が交付金充当可能額の合計を上回る場合は、前項の規定に関わらず、交付金充当可能額の合計を交付限度額とする。

（事業計画書の提出）

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に通知する期日までに、神奈川県市町村事業推進交付金要望事業計画書（第1号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に通知する期日までに、規則第3条第1項の規定による神奈川県市町村事業推進交付金交付申請書（第2号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請を行うにあたり、消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付対象経費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 交付事業の内容又は交付事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 経費の配分の変更が、第2条各号に規定する事業間の充当額の変更であり、かつ、事業の内容の変更が、交付事業の範囲等から逸脱しない範囲である場合

イ 経費の配分の変更が、入札による減など、交付事業の内容に実質的な変更のない場合

(2) 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければ

ならない。

- (3) 交付事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 交付金の交付を受けた市町村（以下「交付事業者」という。）が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第14条と同等以上の条件を付さなければならない。
- (5) 交付事業ごとの交付金充当可能額の範囲内で、交付金を充当することができる。
- (6) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更の承認）

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県市町村事業推進交付金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第10条 規則第10条の規定による状況報告は、知事が別に通知した期日までに、神奈川県市町村事業推進交付金事業実施状況報告書（第4号様式）に知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の前段の規定による報告は、神奈川県市町村事業推進交付金完了実績報告書（第5号様式）に知事が別に定める書類を添えて、全ての交付決定事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月20日のうち、先に到来する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の後段の規定による報告は、神奈川県市町村事業推進交付金年度終了実績報告書（第6号様式）に知事が別に定める書類を添えて、交付決定事業の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

3 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、交付事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第12条 消費税及び地方消費税を交付対象経費とする場合にあっては、交付事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該年度の消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、交付事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又

は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

- (1) 不動産及びその従物 10 年
- (2) 機械及び重要な器具類で取得価格が一件 50 万円以上のもの 減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数

(書類の整備等)

第 14 条 交付事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、全ての交付決定事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 5 年間（前条に定める期間が 5 年を超える財産の取得があるときは、その期間）保存しなければならない。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「同号に係る前年度交付額」は、平成 26 年度に限り、交付金となる以前の平成 25 年度実施事業における交付額とする。
- 3 第 4 条第 1 項第 3 号の規定は、当面の間、同号の規定に関わらず、「各市町村における第 2 条第 2 号に係る交付限度額は、同号に係る交付金予算額から同号キに係る事業について知事が別に定める額を控除した額を、各市町村における同号アからカに係る事業における交付金充当可能額を合計した額で按分した額に、同号キに係る事業について知事が別に通知する額を加算した額とする。」と読み替えるものとする。

第1号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第5条関係）

平成 第 年 月 日

神奈川県知事 様

市町村長 印

平成 年度 神奈川県市町村事業推進交付金要望事業計画書

平成 年度 神奈川県市町村事業推進交付金に係る事業計画について、関係書類を添えて提出します。

第2号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第6条関係）

平成 第 年 月 日

神奈川県知事 様

市町村長 印

平成 年度 神奈川県市町村事業推進交付金交付（変更交付）申請書

平成 年度 神奈川県市町村事業推進交付金の 交付（変更交付）を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

交付申請額 千円

第3号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

神奈川県知事 様

市町村長 印

平成 年度 神奈川県市町村事業推進交付金 変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付（変更交付）を受けた平成 年度
神奈川県市町村事業推進交付金に係る交付決定事業について、次のとおり 変更（中止・廃止）
したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

交付事業名	
変更の概要（変更前）	変更の概要（変更後）（理由を含む）

第4号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第10条関係）

平成 年 月 日
第 号

神奈川県知事 様

市町村長 印

平成 年度 神奈川県市町村事業推進交付金事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付（変更交付）決定を受けた平成
年度神奈川県市町村事業推進交付金に係る交付事業の平成 年 月 日現在におけ
る実施状況を、次のとおり報告します。

1 交付事業の執行状況

2 交付事業の経費の執行状況

第5号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第11条第1項関係）

平成 年 月 日
第 号

神奈川県知事 様

市町村長 印

平成 年度 神奈川県市町村事業推進交付金完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付（変更交付）決定を受けた平成
年度神奈川県市町村事業推進交付金に係る交付事業の実績を、次のとおり報告します。

1 交付決定額

2 実績額

3 不用額

第6号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第11条第2項関係）

平成 年 月 日
第 号

神奈川県知事 様

市町村長 印

平成 年度 神奈川県市町村事業推進交付金年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付（変更交付）決定を受けた平成
年度神奈川県市町村事業推進交付金に係る交付事業の実績を、次のとおり報告します。

1 交付決定額

2 年度内実績額

3 翌年度繰越額

4 不用額

第7号様式（用紙 日本工業規格 A4縦長型）
（第12条関係）

平成 年 月 日
第 号

神奈川県知事 様

市町村長 印

平成 年度 消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付（変更交付）決定を受けた平成
年度神奈川県市町村事業推進交付金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します

- | | | | |
|-----------------------|-------------------------|-------------|---|
| 1 | 交付金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 ・ 無 | |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | | |
| 3 | 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 ・ 簡易課税 | |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | | |
| 4 | 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 | 交付金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 交付金返還相当額がない場合であっても、報告すること。